

ける建設労働者の労働条件確保に関する意見書提出方請願の1件について、産業・建設委員長の報告は採択であります。産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

大沼 久議長 起立多数であります。

よって、請願第9号は産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、請願第13号 WTO農業交渉及び東アジア各国とのFTA交渉に関する請願についての1件について、産業・建設委員長の報告は採択であります。産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第13号は産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

予算特別委員会審査報告

大沼 久議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

小関勝助委員長。

(小関勝助予算特別委員長登壇)

小関勝助予算特別委員長 おはようございます。

平成17年第3回定例会において予算特別委員会に付託になりました、議案第48号 平成17年度長井市一般会計補正予算第1号を初め、特別会計補正予算3件の合計4議案について審査いたしました経過と結果についてご報告を申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、去る6月20日開催し、審査が行われたところであります。

審査に当たっては、各補正予算の概要につい

て担当課長より説明を受けた後、3名の委員の総括質疑が行われ、終了後細部審査を行ったところでありますが、その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありましたので、後刻会議録によりご承知くださいますようお願いを申し上げ、審査の結果のみご報告申し上げます。

議案第48号 平成17年度長井市一般会計補正予算第1号につきましては、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号 平成17年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第1号、議案第50号 平成17年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号、議案第51号 平成17年度長井市老人保健医療費給付事業特別会計補正予算第2号の3件につきましては、いずれも起立全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見について十分意を用いられ事務の執行に当たられるよう申し上げ、予算特別委員会の審査の報告を終わります。

大沼 久議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対しご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

まず、日程第6、議案第48号 平成17年度長井市一般会計補正予算第1号の1件について、討論の通告がありますので、発言を許可します。

議席番号16番、藤原民夫議員。

(16番藤原民夫議員登壇)

16番 藤原民夫議員 私は、議案第48号 平成17年度長井市一般会計補正予算第1号に反対の立場で討論を行います。

反対する予算項目は、2款1項総務費1目一般管理費についてであります。

反対する理由を5点申し上げます。

その第1点は、消費税法は、任意に設けられている人格のない社団等は法人とみなして消費税法を適用するというふうにしておりまして、事務管理公社の受託料が3,000万円を超えた平成7年度から課税事業者となるということの認識が、行政当局並びに公社の役員となっていた関係課長にはなかったこと、したがって、平成7年度から平成16年度までの10年間について、長井税務署から申告がなされていないとして税務調査に入られるという極めて不名誉な事態を引き起こしたことであります。

第2点目は、税務調査により判明した10年間も無申告に至った原因と経過、また今後の対策等について、議会へ一言の報告もないままに当局が独断で消費税申告書へ記入、押印して長井税務署へ提出したということであります。

第3点は、これによって無申告の場合の決定として、国税通則法第70条により法定申告期限から5年間、つまり平成12年度分から平成16年度分までの消費税並びに無申告加算税及び延滞税が課せられることになったということであります。

第4点は、消費税で採用している小規模事業者の事務負担を軽くするためにも設けられた簡易課税制度についての認識もなかったということであります。簡易課税制度は平成7年度に設けられた制度で、売り上げ2億円以下の事業者は業種ごとに定められたみなし仕入れ率を課税売り上げに掛けて仕入れ税額を計算し、差し引くことができる制度で、平成16年度からはこれが制度適用の限度額が2億円から5,000万円に引き上げられたという制度であります。この制度の届け出を平成7年度に行っていれば、平成7年度から平成16年度までの10年間の消費税納額が合わせて1,722万円です済んでおったものが、申告もせず簡易課税制度も認識していなかったばかりに半分の5年間の消費税だけで

1,833万円の負担、さらにその上無申告加算税74万5,000円、延滞税163万円という罰金が上乗せされて、合計で2,070万円と10年間分よりも348万円も多くの消費税を支払わなければならなかったという結果についてであります。

第5点目は、無申告加算税並びに延滞税の支払い財源が市民の血税で賄われるということにあります。市内の中小業者の声の中には、建設業者などから単価が切り下げられる上に消費税分を値切られ、その分身銭を切って負担しなければいけないとか、あるいはまた売り上げが落ちて商売が厳しい人ほど消費税をもらえない、こういう悲鳴にも近い声を聞くのであります。こうした昨今の経済状況をよそに、申告をしなかったための罰金の支払い財源が市民の血税で賄うということになる、そのことへの反省が質疑を通じてまだまだ不十分ではないかという疑念を抱かざるを得なかったということでもあります。

このたびの事態に至った背景には、消費税はまさしく中小業者にとっての営業破壊税となっていることと同時に、たび重なる改悪で法そのものがわかりづらく、煩雑な納税事務負担が押しつけられるという法制度の欠陥があると思うのであります。

いずれにいたしましても、このたびの事件の経過と対策、今後の方向について納税者である市民の皆さんには包み隠さずこれを公開し、深く謝罪するとともに、責任者である市長がどなたも納得できるような責任をとるべきである、そういうことを申し上げまして、反対討論いたします。

大沼 久議長 以上で通告による討論が終わりました。

これより採決いたします。

議案第48号の1件について、予算特別委員長の報告は原案可決であります。予算特別委員長の報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求

めます。

(起立多数)

大沼 久議長 起立多数であります。

よって、議案第48号は予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第49号 平成17年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第1号から日程第9、議案第51号 平成17年度長井市老人保健医療費給付事業特別会計補正予算第2号までの以上3件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、一括して採決いたします。

予算特別委員長の報告は、いずれも原案可決であります。予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

大沼 久議長 起立全員であります。

よって、議案第49号、議案第50号、議案第51号の以上3件は予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

これより上程いたします議案は、委員会付託を省略し全員でご審査願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第10 議案第52号 長井市固定資産評価審査委員会委員の選任について

大沼 久議長 それでは、日程第10、議案第52号 長井市固定資産評価審査委員会委員の選任についての1件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

目黒栄樹市長。

(目黒栄樹市長登壇)

目黒栄樹市長 議案第52号 長井市固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明を申し上げます。

本案は、平成17年6月30日をもって任期満了となる固定資産評価審査委員会委員の後任者として橋本正一さんを選任いたしたくご提案申し上げるものでございます。

よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

大沼 久議長 提案者の説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑・討論は省略し、直ちに採決いたします。

それでは、議案第52号の1件について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

大沼 久議長 起立全員であります。

よって、議案第52号は原案に同意することに決定いたしました。

日程第11 長井市農業委員会委員の推せんについて

大沼 久議長 次に、日程第11、長井市農業委員会委員の推せんについての1件を議題といたします。

長井市農業委員会委員は、来る7月19日をもって任期満了となるため、市長より1名の推せん依頼がありますので、推せん方法については指名推選で行い、議長より指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長より指名させていただきます。議会推せんの農業委員会委員に、長井市寺泉